

「子どもたちの未来と被ばくを考える会」会則

第1条(名称)

本会は、名称を「子どもたちの未来と被ばくを考える会」(以下「本会」といいます)とし、事務所を和歌山市三番丁6番地関西電ビル4階金原法律事務所内に置きます。

第2条(目的と活動)

本会は、福島第一原発事故によって環境に放出された放射性物質による被害、特に子どもたちの健康に及ぼす影響について考え、これ以上、子どもたちに余分な被ばくをさせないための活動を行うとともに、子どもたちが希望をもって安心して生きられる未来をつくるため、国のエネルギー政策の転換を求め、国や地方自治体に働きかけていきます。

第3条(構成)

本会は、上記目的に賛同する、原則として和歌山県内に居住する個人をもって構成します。

第4条(運営)

本会の運営の基本方針は、以下のとおりとします。

- ①本会は、毎年1回総会を開きます。総会は、本会の基本方針を決定し、次項の役員を選任します。
- ②本会に以下の役員を置きます。
代表世話人 2名以上4名以内
世話人 5名以上
事務局長 1名 事務局次長 1名
会計 1名
監事 1名
- ③会の常務については、前項の役員をもって組織する役員会を必要に応じて開催し、協議します。
- ④事務局長の下に事務局員若干名を置くことができます。事務局員は、前項の役員会において選任します。

第5条(財政)

本会の運営に必要な経費は、会費、カンパ、事業収入等によってまかなく、
会員が納付すべき会費は、年間一口2,000円とします。